附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前にこの規則による改正前の裁判官の育児休業に関する規則第三条第三項の規定により裁判官が申し出た計画は、この規則による改正後の裁判官の育児休業に関する規則第三条第三項の規定により裁判官が申し出た計画とみなす。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

省　令

○厚生労働省令第七十三号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の一部の施行に伴い、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月二十八日

総務大臣　原口　一博

一　名　　称　八八式地対艦誘導弾システム（改）実用試験部隊

二　国外派遣期間　平成二十二年五月三十一日から平成二十二年九月一日まで

三　派遣人数（概数）　八十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国カリフォルニア州

○総務省告示第二百十五号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第十八条の二の規定に基づき、昭和三十七年郵政省告示第三百六十一号（無線局運用規則の規定により、無線局が同規則の規定によることが困難であるか不合理である場合の当該無線局の通信方法の特例を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十八日

総務大臣　原口　一博

第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

八　呼出符号が不明な船舶局を呼び出す必要があるときは、呼出符号の代わりに当該船舶局のある船舶の船名（船名が不明であるときは、当該船舶の進行方向及び速力並びに付近の航路標識との位置関係その他の当該船舶を特定できる事項）を送信することができる。

○総務省告示第二百十六号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第五十六条の規定に基づき、昭和五十九年郵政省告示第九百六十四号（海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十八日

総務大臣　原口　一博

1の⑷イの表中「156.65(9)(10)」を「156.65(9)」に改め、同表注10中「(10)は、」の次に「海上保安庁の無線局と通信を行う場合又は」を加える。

○総務省告示第二百十七号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百七条及び第百八条の規定に基づき、平成十四年総務省告示第二百三号（海上無線航行業務に使用する電波の型式及び周波数等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十八日

総務大臣　原口　一博

⑴表中南鳥島の項を削る。

⑵表中「156.65MHz(2)」を「156.65MHz(1)」に改める。

○法務省告示第二百四十七号

大阪府岸和田市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十二年六月二十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、岸和田市役所又は大阪法務局岸和田支局に照会すること。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

大阪府岸和田市土生瀧町七十六番屋敷

上田**栄**太郎

○法務省告示第二百四十八号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

住所　東京都武蔵野市吉祥寺東町１丁目３番７号
スティシー・トーマス・ランドルフ・ブルース
昭和45年６月17日生

住所　神奈川県海老名市中野730番地
鄭仁秀　昭和25年９月13日生

住所　神戸市須磨区大池町５丁目３番２―108号
ハ・ティ・タン・ガ　昭和36年９月16日生

ブ・ハ・ビェト・ニャト・マイダオ・フォン・リン・アイ・ミミ　昭和60年３月14日生

ブ・ハ・ビェト・ニャト・ホアイ・ナム　昭和62年９月29日生

住所　大阪府泉南郡熊取町紺屋２丁目13番１号
ブ・ハ・ビェト・ニャト・ホアイ・ヤン　平成３年５月10日生

住所　大阪府岸和田市磯上町４丁目１番25号
金潤子　昭和32年11月13日生

住所　東京都新宿区富久町７番６号
金谷子　昭和51年６月10日生

住所　東京都豊島区雑司が谷１丁目47番５号
文玉枝　平成元年２月11日生

住所　山口県下関市東向山町12番10号
金智惠子　昭和40年４月24日生

鄭隆治　平成２年４月28日生

鄭惠子　平成４年８月９日生

住所　福岡市城南区片江５丁目46番20―107号
鄭榮治　昭和63年８月17日生

住所　名古屋市港区十一屋３丁目88番地５
朴克欣　昭和44年２月８日生

金眞由美　昭和51年９月14日生

朴康輝　平成10年５月29日生

朴雅輝　平成11年10月14日生

住所　名古屋市港区十一屋３丁目135番地２
金正信　昭和53年12月10日生

住所　名古屋市港区錦町18番11号
金漢泳　昭和28年１月24日生

李茂子　昭和27年７月12日生

金亞希　昭和56年７月11日生

住所　名古屋市緑区武路町821番地
盧麗未　昭和50年７月28日生

住所　山口県長門市東深川381番地21
金隆善　昭和51年６月18日生

金道善　昭和53年10月７日生

住所　名古屋市中村区沖田町60番地
金慶一　昭和58年５月２日生

住所　京都市右京区西院西矢掛町３番地10
徐廷旭　昭和23年４月３日生

李喜**禎**　昭和26年11月23日生

徐静加　昭和56年１月26日生

徐一惠　平成元年１月23日生

住所　大阪府和泉市唐国町２丁目７番87―1004号
徐**尚**代　昭和58年11月９日生

住所　京都市山科区西野山百々町66番地25
姜未愛　昭和54年12月25日生

住所　広島県呉市広石内２丁目２番32号
松川千恵美　昭和47年１月14日生

住所　福岡県糟屋郡宇美町原田３丁目20番３号
金麗　昭和53年10月24日生

住所　大阪府羽曳野市碓井４丁目８番１―502号
孫實希　昭和61年８月26日生

孫達哉　平成元年２月23日生

住所　大阪府東大阪市大蓮南１丁目３番９号
邵英治　昭和19年11月20日生

金洋子　昭和20年９月30日生

住所　大阪府東大阪市小若江１丁目６番５号
金定子　昭和23年３月13日生

住所　神戸市北区藤原台中町３丁目５番８号
権雅仁　昭和37年10月１日生

安美樹　昭和42年３月29日生

権勝太　平成５年１月16日生

権惠太　平成９年12月５日生

権茜　平成14年８月19日生